

# 原発事故損害賠償請求訴訟／群馬・控訴審

# 判決日が 来年1月21日(木) 午後2時～ に決定!

東京高裁で、  
初の判決に!

7月9日、第10回口頭弁論＝「結審」が行われました。書面・証拠の提出手続きを終え、原告と国の弁護団から最終意見陳述が各15分間おこなわれ、裁判長から判決日の日程が宣告されました。

全国の集団訴訟で初めてとなった判決で「国と東電は同等の責任がある」と、国の責任を認める判決が出された群馬訴訟。審理の場が高裁に移ると、

「責任論」の反撃に執念を燃やして書面・証拠を山の様に出し続けた国ですが、事故の責任逃れに終始し、「安全神話」を振りまいて事故を起こした責任に向き合う姿勢は微塵もなし。

帰還できる状況にない、原告の自宅の現状を視察した裁判長に判決を書いてもらおうという弁護団の思いが通り、判決を迎えます。

東京のコロナ感染の高止まりが続き、224人の感染者が出た7月9日。群馬の裁判が「結審」を迎えるという事で、多くの方に駆けつけていただきました。

100の傍聴席が原告3、一般26に制限されましたが、みなさんの心温まるご支援に原告・弁護団が大きく励まされました。

参加を希望されましたが、健康上のことを配慮してご遠慮いただいた方々の思いもしっかり伝わっています。

みなさんのご支援に感謝申し上げます。判決に向けてより一層のご支援をお願いいたします。

2020年7月9日

(原賠裁判を支援する群馬の会・事務局長) 大川 正治



■「結審」「判決」に向けたカンパのお願いをしています。「結審」となりましたが引き続き、皆さまのご支援をお願いいたします。【連絡先】大川：080-3203-4680／丹治：090-7797-4673